

草津市住民投票条例 (案)

草 津 市

目 次

第 1 条	目的
第 2 条	市政に関する重要事項
第 3 条	発議または請求等
第 4 条	設問の形式等
第 5 条	実施の請求等
第 6 条	署名等の収集
第 7 条	署名簿の提出等
第 8 条	署名等の審査等
第 9 条	住民投票の実施
第 10 条	投票資格者
第 11 条	投票資格者名簿の調製等
第 12 条	情報の提供
第 13 条	住民投票の期日
第 14 条	投票所
第 15 条	投票することができない者
第 16 条	投票の方法
第 17 条	期日前投票等
第 18 条	無効投票
第 19 条	投票運動
第 20 条	住民投票の成立要件
第 21 条	投票結果の告示等
第 22 条	再請求の制限期間
第 23 条	投票および開票
第 24 条	不服の申立
第 25 条	審議会
第 26 条	結果の尊重
第 27 条	委任

(目的)

第1条 この条例は、草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号。以下「基本条例」という。）第28条に規定する住民投票の実施に関し、必要な事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって自治の確立を図ることを目的とする。

【条項のねらい】

本条では、本条例を制定する目的について規定するものです。

住民投票とは、住民の代表である議会や市長が、市政の重要な事項について決定するうえで、住民の意思を直接確認する必要があるときや、住民自身が自らの意思を表明することにより、議会や市長の決定に住民の意思を反映させようとするときに実施するもので、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて、住民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の実現が期待できます。

本条例は、自治体基本条例に基づき、市政に関する重要事項について、住民に直接その意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的として制定することとしています。

(市政に関する重要事項)

第2条 住民投票に付することができる市政に関する重要事項(以下「重要事項」という。)は、市全体に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項で、住民に直接意思を確認する必要があるものとする。

2 前項に定めるもののほか、重要事項は、次に掲げる事項すべてに該当するものでなければならない。

- (1) 市および住民全体に利害関係を有していること。
- (2) 住民の間または住民、議会もしくは市長の間に重大な意見の相違があること。
- (3) 住民の間または住民、議会もしくは市長の間で、事項についての議論が熟し、議論としての最終段階であること。

3 前2項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項または議会もしくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあっては、改めて住民に直接その意思を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。

- (1) 特定の個人または団体の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
- (2) 専ら特定の住民または団体および特定の地域にのみ関係する事項
- (3) 市の組織・人事・財務に関する事項
- (4) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
- (5) 市の権限に属さない事項
- (6) 地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関する条例の制定または改廃
- (7) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

【条項のねらい】

本条では、住民投票に付することができる市政に関する重要事項について規定するものです。

住民投票の対象となる事項は、自治体基本条例第28条に規定する「市政に関する重要事項」としており、本条においてそれを満たす要件を定めています。該当するか否かについては対象となる事案を取り巻くさまざまな状況や事情を総合的に勘案し、判断される必要があります。

(発議または請求等)

- 第3条 本市の議会の議員および長の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）は、規則の定めるところにより、第5条第2項の規定による請求代表者証明書の交付を受けたときは、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「代表者」という。）から、住民投票の実施を請求することができる。
- 2 前項の請求があったときは、市長は直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- 3 第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿に登録された日において、当該選挙人名簿に登録されている者とする。
- 4 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、または代表者であることができない。
- (1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者
 - (2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
 - (3) 選挙管理委員会の委員または職員
- 5 議会は、住民投票を発議する場合は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成をもって議案を提出し、出席議員の過半数の議決をもって、市長に対し、その実施を請求することができる。
- 6 市長は、自ら住民投票を発議し、その実施を決定することができる。

【条項のねらい】

本条では、住民投票の発議または請求等について規定するものです。

自治体基本条例第28条の規定に基づき、住民、議会、市長の三者が発議できるとし、それぞれの発議に係る要件等を定めています。

(設問の形式等)

第4条 前条第1項の規定による代表者の請求、同条第5項の規定による請求および同条第6項の決定による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとし、かつ、住民が容易に内容を理解できる設問としなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。

【条項のねらい】

本条では、住民投票の設問形式について規定するものです。

容易に理解できる設問内容で、かつ、適切な設問形式にするため、投票の設問形式については、二者択一方式としますが、将来的にどのような内容のものが対象となるか想定できないことや、賛否だけを問う二者択一方式では住民意思を確認するのに適切でないケースも想定されること、また過去に他自治体で行われた住民投票で二者択一以外の方法が用いられた例もあることから、3以上の選択肢から一つを選択する方法によることも可能としています。

(実施の請求等)

第5条 代表者は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項およびその趣旨を記載した住民投票実施請求書(以下「実施請求書」という。)を添付して、代表者であることの証明書(以下「請求代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であることおよび前条に規定する形式等に該当することならびに代表者が選挙権を有する者であることおよび第3条第4項に掲げる者でないことを確認したときは、速やかに代表者に請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、請求代表者証明書を交付するか否かを決定する場合において、必要があると認めたときは、草津市住民投票審議会に諮問し、その意見を聴取することができる。

4 市長は、請求代表者証明書を交付しないと決定した場合は、その理由を代表者に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

【条項のねらい】

本条では、署名収集に向けた請求代表者証明書の申請手続等について規定するものです。

代表者が発議の主宰者として住民投票実施の本請求に向けた署名収集などの手続を進めるに当たっては、市長から「請求代表者証明書」の交付を受け、その旨を告示される必要があります。

（署名等の収集）

第6条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書またはその写しおよび請求代表者証明書またはその写しを添付して、選挙権を有する者に対し、署名等（署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所および生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、滋賀県の議会の議員もしくは知事または本市の議会の議員もしくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。

3 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から1月以内でなければこれを求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から31日以内とする。

4 第1項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項から第9項までおよび第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

【条項のねらい】

本条では、代表者が行う実施請求のために必要となる署名収集の方法等について規定するものです。

署名に関する手続等は、地方自治法の規定の例によるものとしています。

(署名簿の提出等)

第7条 代表者は、署名簿に署名等をした者（以下「署名者」という。）の数が必要署名者数以上となったときは、前条第3項に規定する期間の満了の日の翌日から5日以内に署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を選挙管理委員会に提出し、署名者が、選挙人名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、または同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

【条項のねらい】

本条では、署名簿の提出等について規定するものです。

署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上になったときの署名審査のための署名簿の提出や必要署名者数に満たないとき等の却下について定めています。

(署名等の審査等)

第8条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から20日以内に審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

3 前項の署名簿の縦覧の期間および場所については、選挙管理委員会は、あらかじめこれを告示し、かつ、公衆の見やすい方法によりこれを公表しなければならない。

4 署名簿の署名等に関し異議があるときは、関係人は、第2項の規定による縦覧期間内に選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。

5 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人および関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

6 市長は、第2項に規定する縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、または前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨および有効な署名者の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

【条項のねらい】

本条では、選挙管理委員会に提出された署名簿の署名等の審査方法、審査後の署名簿の縦覧およびそれに関する異議の申出、有効署名数の告示などについて規定するものです。

(住民投票の実施)

第9条 住民投票は、市長が実施するものとする。

2 市長は、第3条第1項の規定による代表者の請求または同条第5項の規定による請求があったときは、請求の日から起算して5日以内に、住民投票の実施を決定し、その旨を代表者または議会の議長ならびに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第3条第6項の決定をしたときは、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により住民投票の実施を決定したとき、または第3条第6項の決定をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理および執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

【条項のねらい】

本条では、住民投票の実施主体や実施が決まった際の手続き等について規定するものです。

住民投票の実施主体は市長としています。

(投票資格者)

第10条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法第9条第2項の規定により本市の議会の議員および市長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法第11条第1項もしくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条または地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者は、住民投票の投票権を有しない。

【条項のねらい】

本条では、住民投票の投票資格者について規定するものです。

草津市住民投票条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）の提言では、投票資格者の考え方については、公職選挙法上の選挙権をもつ者を基本とし、案件の内容によ

っては、投票資格者となる対象者を柔軟に変えることができるようするとされています。

しかし、請求者の希望によって柔軟な対応を行うとはいうものの、案件ごとに投票資格者を判断するための基準の設定が困難であり、また、案件によって変えることは、統一したルールに基づき迅速に対応できるとする常設型制度の趣旨には相応しないと考えられ、住民投票制度自体の継続的・安定的な運用という観点からすると、投票資格者を選択制とするのではなく、明確に規定しておく必要があると考えます。

とりわけ、住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完するための市民参加制度の一つであることから、あくまで二代表制を前提とし、その枠組みの中で実施されるべきであるものと考えます。

また、自治体の重要な政策について住民に意思を確認することを鑑みると、政策的な判断ができる能力として、現状では、現行法として整備されている公職選挙法に基づくことが合理的であり、それにより、投票結果を尊重することが正当性のある主張であることと考えます。

このことから、投票資格者は、公職選挙法第9条第2項の規定による本市の議会の議員および市長の選挙権を有する者とするとしています。

(投票資格者名簿の調製等)

- 第11条 選挙管理委員会は、住民投票が行われる場合においては、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第13条第2項の規定による告示の日の前日（同条第1項ただし書の規定により住民投票の期日を変更する場合にあっては、選挙管理委員会が定める日）現在（投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調整の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者であることを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

【条項のねらい】

本条では、投票にあたり、投票資格者を確定するための投票資格者名簿の調製の方法等について規定するものです。

(情報の提供)

第 12 条 市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関する必要な情報を本市の広報紙への掲載その他適当な方法により提供しなければならない。

【条項のねらい】

本条では、住民投票の実施にあたり、市長が情報提供を行わなければならないことを規定するものです。

住民投票の対象事項についての具体的な情報を持つのは市長であり、選挙管理委員会は自ら情報を持たないため、情報提供は市長が行うこととしています。

(住民投票の期日)

第 13 条 選挙管理委員会は、第 9 条第 2 項または同条第 3 項の規定による通知があった日から起算して 90 日を超えない範囲内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めなければならない。ただし、当該投票日に選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により定めた投票日を、当該投票日の 7 日前までに告示しなければならない。

【条項のねらい】

本条では、住民投票の期日について規定するものです。

住民投票の実施に必要な事務的な準備期間や、住民への周知を十分に行う必要性などを踏まえ、住民投票の実施を決定し、その告示をした日から起算して 90 日までの間に設定することとしています。

(投票所)

第 14 条 投票所および第 17 条に規定する期日前投票の投票所（以下「期日前投票所」という。）は、選挙管理委員会が指定した場所に設けるものとする。

2 選挙管理委員会は、投票所については投票日の 5 日前までに、期日前投票所については前条第 2 項の規定による告示日にその場所を告示しなければならない。

【条項のねらい】

本条では、住民投票の投票所について規定するものです。

選挙管理委員会の指定する場所に投票所および期日前投票所を置くこととし、投票日の少なくとも5日前までに選挙管理委員会が告示することとしています。

（投票することができない者）

第15条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 住民投票の当日（第17条の期日前投票の投票にあつては、当該投票の当日）、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

【条項のねらい】

本条では、投票することができない者について規定するものです。

投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができないものとし、適法に投票資格者名簿に登録されていても、投票の当日に投票資格を有しない者については投票できないことの実質的要件を規定しています。

（投票の方法）

第16条 住民投票の投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をすることができる。

3 投票人は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

4 身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

【条項のねらい】

本条では、投票人が投票を行う場合の基本的な投票の方法について規定するものです。

投票方法については、公明性・適正性の観点に基づき、公職選挙法に基づく通常の選挙と同様の投票方法を基本としています。

(期日前投票等)

第17条 投票人は、前条第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票または不在者投票を行うことができる。

【条項のねらい】

本条では、投票の方法に関する原則を規定した前条の例外となる投票の方法について規定するものです。

(無効投票)

第18条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したかを確認し難いもの
- (6) 白紙投票

【条項のねらい】

本条では、投票の形式的無効要因について規定するものです。

投票が有効であるためには、投票資格者のした投票であること、適法な住民投票の手続によったものであることおよび適法な投票所で行われたものであることの実質的な要件と、適法な投票用紙が使用されていることおよび適法な記載であること等の形式的要件を備えていなければならないことが基本です。

(投票運動)

第19条 住民投票に関する投票運動は、自由にこれを行うことができる。ただし、市民の自由な意思が拘束され、または不当に干渉されるものであってはならない。

【条項のねらい】

本条では、投票運動に関する投票運動について規定するものです。

住民投票運動は、公職選挙法の制限がないことおよび対象事項に対する住民の理解を深め、住民同士の議論を活発にすることにより、住民の関心を高めることが必要であるため、基本的には自由に投票運動が行えるものとしています。ただし、不正を排除し公正を確保することが必要であるため、罰則までは設けないものの、買収禁止などの倫理的な規定を置くものとします。

（住民投票の成立要件）

第20条 住民投票は、一つの事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

【条項のねらい】

本条では、住民投票の成立要件について規定するものです。

自治体基本条例では、住民投票の目的を「住民の意思を確認するため」と規定していますが、一定の投票率に達しない場合、十分な民意をくみ取れないおそれがあり、また、議会および市長は、「投票結果を尊重する」としている以上、一定の投票率が確保されることが必要です。したがって、一定の投票率に達しなかった場合、住民投票自体が不成立になることとしています。

（投票結果の告示等）

第21条 選挙管理委員会は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、または住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、住民請求に係る住民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに請求代表者に通知しなければならない。

3 市長は、議会請求に係る住民投票について、第1項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに議会の議長に通知しなければならない。

【条項のねらい】

本条では、投票の結果が判明したときの取扱いについて規定するものです。

選挙管理委員会は、住民投票が成立したか否かについて、また成立した場合は投票結

果を広く住民に知らしめるために、速やかに告示し、併せて告示の内容を市長に報告することとしています。

市長は、選挙管理委員会から報告があったときは、住民発議の場合には請求代表者に対して、議会発議の場合には議会の議長に、投票の結果を通知することとしています。

（再請求の制限期間）

第 2 2 条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、同一の事項または当該事項と同旨の事項について第 3 条第 1 項の規定による請求を行うことができないものとする。

【条項のねらい】

本条では、住民投票の再請求の制限期間について規定するものです。

住民投票が実施された際の結果に関し、ある程度の時間の経過による社会の変化がなければ、住民の意思は変わらないと考えられることから、同一事項および同旨の事項に対する再投票については、2 年間の制限期間を設けています。

（投票および開票）

第 2 3 条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票および開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）、公職選挙法施行規則（昭和 2 5 年総理府令第 1 3 号）および草津市公職選挙等執行規程（昭和 5 8 年選管告示第 5 5 号）の規定の例による。

【条項のねらい】

本条では、住民投票の投票および開票について規定するものです。

投票および開票に関しては、前条までの規定のほか、公職選挙法等の規定の例によることとしています。

(不服の申立)

第24条 請求代表者証明書の不交付の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、市長は、第5条第3項の規定により諮問した場合を除き、草津市住民投票審議会に諮問しなければならない。

2 市長は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

【条項のねらい】

本条では、住民投票の不服の申立について規定するものです。

請求代表者であることの証明書の不交付の決定について、不服申立てがあったときは、市長は、既に草津市住民投票審議会に諮問し意見聴取した場合を除き、同審議会に諮問することとします。

(審議会)

第25条 第5条第3項および前条第1項の諮問に応じて審議を行うため、草津市住民投票審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の委員の定数は、5人以内とし、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

4 審議会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 審議会は、意見具申を行うため必要があると認めるときは、職員その他関係者に対して、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【条項のねらい】

本条では、草津市住民投票審議会について規定するものです。

常設型の住民投票条例に基づき、住民投票を実施する場合は、住民投票の対象となる具体的事項をあらかじめ例示することは困難であり、条例上住民投票の対象事案を具体

的に規定しないことから、住民の請求代表者が請求する案件の内容が「市政に関する重要事項」として住民投票の対象として適切か、あるいは、設問内容は適切か、さらには、個人情報保護やプライバシー侵害などの観点から法的に問題がないかなどについては、その都度、判断しなければならず、法的見解や専門的知見が必要となるなど、慎重な判断が求められます。

検討委員会からの提言では、住民投票の対象として適切かどうか等を判断するため、有識者等で構成される第三者機関に、請求される案件すべてについて当該機関に諮ることとされていましたが、請求された案件が住民投票に付すべきことが妥当であると判断される場合や、反対に明らかに住民投票に付すべきではないと判断する場合（いわゆるネガティブリストに明らかに該当するもの）は、第三者機関に諮るまでもなく、市長により判断されるべきであると考えます。

このことから、住民投票制度の公正な運用を図るため、市長は、法律の専門家等で構成された諮問機関として草津市住民投票審議会を設置し、請求された案件が住民投票に付すべきか否かについて、必要があると認めたときは、審議会に諮問して意見を聴取し、最終的な意思決定をすることとします（第5条第3項参照）。

また、検討委員会からの提言では、住民発議の場合は署名収集等で一定期間が過ぎることにより社会情勢の変化が考えられることや、市長発議、議会発議の場合はチェック機能を働かせる必要があるとのことから、「市長発議の場合については発議後、議会発議の場合は議決後、住民発議の場合は署名収集の後、市長が住民投票の実施を決定する前の段階で第三者機関から意見聴取する。」とされていましたが、選挙で選ばれた議員（議会）と市長による自治体運営が前提である地方自治制度の基本である間接民主制の趣旨を踏まえるならば、第三者機関への意見聴取は、制度の趣旨に照らしてなじまないと考えられます。

さらに、自治体基本条例では、住民からの必要な署名や議会の議決が行われれば、市長は住民投票を実施しなければならないと規定されていることから、住民や議会からの住民投票の請求の重みを考慮するならば、第三者機関への意見聴取は、基本条例の趣旨に照らしてなじまないと考えられますことから、市長発議の場合については発議後、議会発議の場合は議決後、住民発議の場合は署名収集の後、市長が住民投票の実施を決定する前の段階で第三者機関に意見聴取を行う旨の規定は定めていません。

(結果の尊重)

第26条 市長および議会は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【条項のねらい】

本条では、住民投票の結果の取り扱いについて規定するものです。

「尊重」とは、単に投票結果を参考とすることにとどまらず、投票結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、議会と市長が意思決定を行っていくことを示しています。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。